

生徒・保護者の皆様へ

享栄高等学校

校長 長谷川 信孝

緊急事態措置を受けての過ごし方について

このたび、新型コロナウイルス感染症の再拡大を受けて、愛知県下に5月12日から31日の期間で「緊急事態措置」が発出されました。それを鑑み、本校でも学習活動の継続を念頭に置き、状況に応じた感染防止対策を引き続き実施してまいります。生徒の皆さんも自覚をもっていっそうの感染の防止対策に努めるとともに、ご家庭におきましても、引き続き以下の感染防止対策の徹底について、改めてご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 愛知県からの通達文・抜粋

(1) 不要不急の行動の自粛

- ① 人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除き、日中も含め、外出の自粛を要請します。
- ② 特に、**20時以降の不要不急の外出自粛を強く要請します。**
- ③ 法第45条第1項に基づき、**路上・公園等における集団での感染リスクが高い行動については自粛を要請します。**

(2) 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- ① 変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えて下さい。

(3) 高齢者等への感染拡大の防止

- ① 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、**人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。**

(4) 基本的な感染防止対策の徹底

- ① 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- ② 会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、飲食する時だけマスクを外し、**会話の際にはマスクを着ける「マスク会食」を徹底**、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店で、換気が良く、座席間隔も十分で、アクリル板も設置され、混雑していない店を利用。大声を出さず、短時間をお願いします。
- ③ 日頃から、**3密（密閉・密集・密接）が発生する場所を避け**、必要な外出は短時間とし、**マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底**して下さい。
- ④ 公共交通機関では、常にマスクを着用し、**大声での会話は控えて下さい。**
- ⑤ 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。
- ⑥ 発熱等の症状が出たときは、まずはかかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診して下さい。

2. 緊急事態措置を受けての本校の対応

愛知県が緊急事態宣言の対象に加えられたこと、若年層にも感染しやすい変異株が拡大しつつある現状を踏まえ、生徒が新型コロナウイルスに「感染しない・させない」よう、感染防止対策を更に徹底した上で、学校教育を継続していきます。

- (1) 本校に関係する皆様に感染の疑い等が生じた場合には、学校保健安全法第 19 条に基づいた対応をいたします。詳細については本校ホームページ「新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応について（4 月 9 日更新）」をご参照下さい。
- (2) 登下校時における対応
 - ① 毎朝検温し、生徒自身に発熱等の風邪の症状が見られる場合、担任に連絡し登校を控える。
 - ② 必ずマスクを着用し、交通機関等公共な場所での不要な会話は慎む。
 - ③ 授業・部活動後は、特に生徒同士での会食・カラオケはしない。寄り道はせず速やかに帰宅する。帰宅後においても不要不急の外出は避ける。
- (3) 校内における対応
 - ① 常にマスクの着用をする。昼食時は、自席で対面にならないように前を向いた状態で黙食する。飲食時のみマスクを外す。
 - ② 教室棟等の常時換気を実施する。
 - ③ 3 密の回避と大声での会話をしない。こまめな手指消毒、咳エチケットを徹底する。
 - ④ 部活動については、生徒会からの指針に則り、各顧問の責任の下、健康状態の把握と感染防止対策を行う。また呼吸の落ち着いている状態では随時マスクを着用する。
- (4) 校外における対応
 - ① 休日であってもマスクの着用し、手指消毒、換気に努める。
 - ② 友達との会食、カラオケ、映画館、イベント会場等、人の集まる場所への出入りはしない。
 - ③ その他、3 密を避け、不要不急の外出は避ける。

3. ご家庭へのお願い

特に、重症化しやすい高齢者のみならず、保護者の皆様におかれましても、日々感染リスクのある中での日常となっております。学校内での感染拡大を防ぐには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、生徒には引き続き、基本的な感染防止対策はじめ、登校前の健康観察、休日を含めて生徒同士のカラオケや会食を自粛すること、放課後には寄り道をせず帰宅することなどの啓発をお願いします。

保護者の皆様におかれましても、お勤め先等での感染予防に努めていただくこと、不要不急の外出は控えること、不要不急の都道府県間の移動を控えることなど、各家庭においての感染予防に努めていただくようお願いします。

以 上



生活指導課だより

新型コロナウイルス感染症について連日のように報道される中、愛知県では5月12日（水）から5月31日（月）までの20日間に「緊急事態措置」が発出されました。自分の身体を守ることはもちろん、自分の友人や家族、周囲の人に感染を拡げないために、手洗いや消毒、マスクの着用、換気、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、身体的距離を確保する、不要不急の外出を避けるといった基本的な感染症対策を徹底してください。

また、新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには生徒一人一人が自覚をもって感染拡大防止に取り組む必要があります。現在増えている変異株は、従来株よりも若年層も感染しやすい可能性があります。最大限の警戒をしつつ基本的な感染防止対策を徹底するようにしてください。

さらに、感染リスクが非常に高く、クラスターの発生にもつながる以下の項目についても必ず守るよう徹底してください。

- ◆授業や部活動等の後だけでなく休日も含め、カラオケ店、飲食店を利用しないこと
- ◆授業や部活動等の後だけでなく休日も含め、生徒同士で会食をしないこと
- ◆授業や部活動等の後だけでなく休日も含め、集団で集まらないこと
- ◆公共交通機関内における不要な会話や、飲食をしないこと
- ◆下校時は、寄り道をせずまっすぐ帰宅すること
- ◆昼食は自席でとり、対面でとらず、会話をしないこと
食後は速やかにマスクを着用すること

新型コロナ緊急事態宣言を受けて



※カラオケ店、飲食店を
利用しないこと

※集団で集まらないこと
寄り道をしないこと



※マスクを着用すること



自分や家族、友人、周囲の人を
守るために！！

緊急事態措置適用期間の部活動について

愛知県においても5月12日（水）から5月31日（月）の期間で緊急事態措置が発出されました。この期間、本校部活動について以下のような制限を設け、感染防止に努めていきたいと考えますので、ご確認ください。

1. 全部活共通感染対策

全部活動、練習前に検温を実施。37.0℃以上の生徒については部活動へ参加させない。

※ 検温の実施の有無を活動スケジュールに○を書き込むことで確認する。

2. 部活動制限

- ① 練習試合（校内外）、遠征、合宿は原則禁止。
- ② 毎週金曜日15：50～校内一斉消毒作業に伴い部活動は禁止とする。
- ③ 公式試合については、高体連専門部の指導に従う。
- ④ 強化部の練習試合、遠征については感染防止対策や感染状況を確認し別途生徒会まで相談する。

3. 通常活動時間

平日 月～木 授業後 ～18：00 18：30完全下校

休日 午前の部 9：00～12：30 13：00下校

午後の部 13：00～16：30 17：00下校

※ 原則午前の部のみ、または午後の部のみ活動とする。

※ 校外で活動を認められている部活動についても上記の活動時間とする。

4. 公用車、部室について

公用車を使用の際にはマスクを全員着用の上、飲食禁止、公用車の窓は常時開放状態とする。

部室についても、常時換気を行い、更衣以外で使用することは認めない。使用する際は最少人数で行うこととする。

5. その他

- ・ 部活動においては手指消毒や手洗い、うがいを積極的に行い、校舎内活動については常時換気の徹底を行う。また、運動部（プレー時以外）、文化部問わずマスクを着用した状態で活動を行う。
- ・ 生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び、室内において近距離で行う発声や演奏を伴う活動については、行わない。
※ 吹奏楽部や合唱同好会、柔道部、その他接触のある部活動については以前の制限発令時に提出した各部活動での感染防止対策に従い活動する。
- ・ 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。
- ・ 部活動終了後は寄り道をせず速やかに帰宅する。
- ・ 窓や鍵の開閉については顧問が責任を持って管理する。
- ・ 部活動内に感染者が発生してしまった場合には、別紙『新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応について』を参照し対応する。

※ 今後の感染状況によってはこれ以上の制限がかかる可能性がある。